

不祥事根絶のための取組について

県通知、本市教職員コンプライアンス推進委員会のコンプライアンス宣言文等により、本校の具体的取組は以下の通りです。

龍ヶ崎市教職員コンプライアンス宣言文

私たち龍ヶ崎市に勤務する教職員は、やりがいを感じて教育実践できる学校づくりに取り組むとともに、服務規律のさらなる向上を図ることによって、児童生徒、保護者を含めた地域住民に信頼される学校、教職員を目指すために、以下のことを宣言します。

(飲酒運転)

- 大勢の人を不幸にする飲酒運転は、絶対にしません。

(体罰・暴言)

- 私たちは、児童生徒との信頼関係を損なう力や言葉による暴力に頼った指導を行うことなく、明るく希望にあふれた学校づくりに努めます。

(ハラスメント)

- 私たちは、いつでも、どこでも、誰にも優しく接し、相手の立場を考え行動します。

(個人情報管理)

- 個人情報は「見せない、言わない、持ち出さない」を守ります。

(金銭管理)

- 金銭の取り扱いは、特に厳正・迅速・明瞭に処理するよう努めます。

城ノ内小学校の具体的な取組

(飲酒運転)

- 飲酒の有無や行き帰りの交通機関を事前に申請する
- 運転代行を利用しない

(体罰・暴言)

- 生徒指導はチームで行う
- 一人一人に寄り添う、傾聴に基づく児童理解に努める

(ハラスメント)

- 人権を意識した言語環境づくりに全職員で取り組む
- 安心して意見が言える風通しのよい職場環境づくりに取り組む

(個人情報管理)

- 個人情報は持ち出さない
- 校内であっても持ち出しと返却は複数人で確認する

(金銭管理)

- 学校徴収金については、原則として現金を取り扱わない
- 執行状況の定期検査を年3回（7・12・3月）実施する

龍ヶ崎市立城ノ内小学校長 内川 美佳

【龍ヶ崎市の取組】 令和6年度 龍ヶ崎市教職員コンプライアンス推進委員会活動計画

	団体・組織	取組内容及び計画	取組の実際
1	学校長会	1 管理運営研修会での事例研修（7月） 2 コンプライアンス遵守に関する標語・スローガンの募集と配付（7月） 3 校長会研修会における「コンプライアンス宣言文」の確認と唱和（奇数月） 4 教員評価面談等の機会を利用した教職員一人一人への注意喚起及び相談（年間3回以上） 【成 果】 【課 題】	※ 報告時に記載
2	教頭会	1 定例研修会におけるコンプライアンス宣言文の確認(毎回) 2 各校における「コンプライアンス研修の成果と課題」をテーマにした実践報告及び研究協議(年2回) 【成 果】 【課 題】	
3	教務主任会	1 定例研修会における各校のコンプライアンス研修の実践報告と協議（毎月） 2 法令遵守意識の向上に関する標語・スローガンについて周知と募集（6月・7月） 3 定例研修会における「コンプライアンス宣言文の確認（毎月） 【成 果】 【課 題】	
5	龍ヶ崎市中学校体育連盟	1 市中体連理事・専門委員長会を通して、各部活動における体罰等禁止についての共通理解及び注意喚起（年2回・大会時） 2 部活動顧問に向けたコンプライアンス啓発資料の送付（適宜） 【成 果】 【課 題】	
6	龍ヶ崎地区学校警察連絡協議会	1 生徒指導対応において体罰や暴言が発生する場面が多いことから、生徒指導主事が生徒指導部会等で冷静に対応する大切さを職員に伝える（毎月） 2 学警連の場で、各校のコンプライアンス状況について報告、意識の高揚を図る。（年2回） 【成 果】 【課 題】	
	龍ヶ崎市PTA連絡協議会	1 「コンプライアンス宣言」を提案（第1回役員会）、検討する。 2 第1回市PTA連絡協議会（6月7日）において発表、共有し、コンプライアンス意識の高揚を図る。 【成 果】 【課 題】	
7	教育委員会	1 服務規律遵守の啓発（年間時事・長期休業前・計画訪問時） 2 県教育委員会からの通知や研修資料の周知（随時） 【成 果】 【課 題】	

【城ノ内小学校の取組】 (城ノ内小学校コンプライアンス推進委員会) ～信頼される学校・教職員であるために～

1 コンプライアンスの必要性

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき義務を負っている。教職員一人一人が正しい認識をもち、自らの使命と服務規律の厳正に努められるよう、常に自覚して行動する。

2 城ノ内小コンプライアンス推進に関する組織

- (1) コンプライアンス推進委員会 (月1回) 構成：校長、教頭、主幹教諭、学年主任、省令主任
- ・職員が高い倫理観や規範意識の向上を図り、学校として不祥事を起こさない学校体制を確立する。研修会の内容や資料について検討する。
- (2) コンプライアンス研修会 (月1回) 構成：全職員
- ・服務規律確保に向けた通知や研修資料、新聞記事等により事例研修を実施する。
 - ・服務懲戒研修及び不祥事防止研修(演習、ロールプレイも含む)を計画・実施する。
- (3) コンプライアンス協議会 (年2回) 構成：コンプライアンス推進委員、学校評議員、PTA会長
- ・事故の未然防止と信頼される学校づくりのための学校の取組を話し合う。
 - ・地域の関係機関とも連携を図り、本校のコンプライアンス推進の取組を理解していただく。

3 職場の環境づくり

- ① 服務研修を計画的・定期的に実施することより、真剣に研修する雰囲気をつくる。
- ② 整理整頓や諸帳簿の整理等、自己管理を徹底し、定期点検を実施する。
- ③ 学校便りやホームページを通じて、保護者にも相談窓口についての周知を徹底する。

4 年間計画

【令和6年度】

期日		研修内容	担当
第1回	5月20日(月)	著作権	主幹
第2回	6月10日(月)	体罰	6学年
第3回	7月11日(木)	飲酒運転	5学年
第4回	9月12日(木)	わいせつ行為	4学年
第5回	10月10日(木)	公金の不正処理	3学年
第6回	11月14日(木)	個人情報流出	2学年
第7回	12月9日(月)	交通違反	1学年
第8回	1月27日(月)	不適切な指導(暴言等)	特別支援

5 その他

- ・緊急の通知や校内のヒヤリ・ハット事例については、校長の指導の下、臨時コンプライアンス研修会を実施する。
- ・情報交換を定期的に行い、様々な状況に応じて、臨機応変に内容を検討しながら研修を実施する。